

藤枝市エコアクション21認証取得支援員派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、エコアクション21を認証・登録又は更新登録をしようとする事業者に対し、支援員を派遣することにより、事業者の環境問題に関する意識の高揚を図り、環境に配慮した行動を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) エコアクション21 環境省が策定したエコアクション21ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に定める規格に適合する環境マネジメントシステムを一般財団法人持続性推進機構（以下「機構」という。）が認証する制度をいう。
- (2) 支援員 事業者が行うエコアクション21の認証・登録又は更新登録に向けた取組に必要な支援を行う者
- (3) エコアクション21審査人 機構が認定・登録した個人で、エコアクション21認証・登録を希望する事業者が、ガイドラインの要求事項に適合したシステムを構築・運用しているか否かを審査する資格を有する者

(対象事業者)

第3条 支援を受けることができる事業者は、市内に事業所（工場又は事務所その他の事業場）を有する者とする。ただし、エコアクション21の認証・登録又は更新登録の対象範囲に市内に所在する事業所を含めない事業者は対象外とする。

(支援員の業務)

第4条 支援員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) エコアクション21の認証・登録又は更新登録に関する取組についての指導及び助言等
- (2) エコアクション21の認証・登録又は更新登録に係る書類作成に関する技術的な支援
- (3) その他市長がエコアクション21の認証・登録又は更新登録するために必要と認めた業務

(支援員の選定)

第5条 事業者は、エコアクション21審査人の中から、支援員を選定する。ただし、市長が必要と認めた場合は、これ以外の者を選定することができる。

(派遣の回数)

第6条 支援員の派遣回数は、1事業者につき5回を限度とする。ただし、市長が必要と認める場合はその限りではない。

(派遣の人数)

第7条 派遣する支援員は、原則として1回につき1人とする。ただし、市長が必要と認める場合はその限りではない。

(費用の負担)

第8条 支援員の派遣に要する費用は、支援員に支給する報償額に限ることとし、支援1回につき5千円とする。

2 前項で定める費用は、市が支援員に直接支払うものとする。

(派遣の申請)

第9条 支援を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、支援員派遣申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(派遣の決定)

第10条 市長は、前条の規定により支援員派遣申請書を受け付けた場合は、速やかに内容の審査を行い、支援員の派遣を決定したときは、申請者に支援員派遣決定通知書（第2号様式）を通知するとともに、支援員に支援員派遣依頼書（第3号様式）により支援を依頼するものとする。

2 市長は、支援員を派遣しない旨の決定をしたときは、その理由を申請者に通知するものとする。

(派遣の報告)

第11条 支援員派遣の決定を受けた事業者は、派遣日から起算して30日を経過した日又は派遣の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに支援員派遣報告書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成30年藤枝市告示第283号）

この告示は、公示の日から施行し、平成30年度分の申請から適用する。